

「アダルトビデオ」出演強要問題緊急対策パッケージ（概要）

資料 8

〔令和4年3月31日

〕いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する関係府省対策会議決定

1. 若年層に向けた教育・広報・啓発等の強化

- ・大学、短大、高専、高校等に向けた周知、10代・20代をターゲットにしたSNS広告等【実施済】
- ・ワンストップ支援センター（全都道府県に設置）への周知、日本司法支援センターとの連携【実施済】
- ・4月の「若年層の性暴力被害予防月間」において、**成年年齢の引下げに伴い、A V出演強要を始めとする若年層の性暴力被害が拡大することを予防するための集中的な広報・啓発**
- ・A V出演強要に関する「手口」の更なる情報収集を行い注意喚起。教育啓発や各種相談窓口と共有・活用
- ・2. の各種法制度等について、**学校教育の現場**などで教育啓発を進める。

2. 被害者保護に係る各種法制度の運用強化等

（1）被害者保護に係る各種法制度の運用強化

- ・以下のような**多面的・重層的な被害者保護に係る各種法制度を周知徹底し、運用を強化**
 - ・各種法制度や（2）の自主規制も含め、**各種相談窓口**（ワンストップ支援センター、警察、日本司法支援センター、人権擁護機関等）に向けて周知し、対応を強化
- 例：民法（公序良俗違反による無効、錯誤・詐欺・強迫による取消し、履行を強制することができない債務など）、
- 消費者契約法（不実告知・退去妨害等がされた場合の取消、平均的な損害の額を超えるキャンセル料条項・消費者の利益を一方的に害する条項の無効）
- 刑法（淫行勧誘罪、暴行罪、脅迫罪、逮捕及び監禁罪、強要罪、強制わいせつ罪、強制性交等罪）、労働者派遣法・職業安定法（公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる目的で労働者派遣・職業紹介、労働者の募集又は供給を行った罪）、労働基準法（強制労働の禁止・賠償予定の禁止）

（2）A V人権倫理機構の自主規制

- ・A V人権倫理機構において、「**出演年齢を20歳以上とすることを強く推奨**。例外として18、19歳のAV出演希望者を受け入れる場合には、①18歳で高等学校などに在籍する者との契約等は行わないこと、②丁寧な出演意思確認を各工程の際に実施すること、③顔バレ等リスクの十分な説明や熟慮期間を置くこと」旨の**自主規制**
- ・**ルール逸脱行為があった場合の対応**についてA V人権倫理機構も交えて調整・整理。**ルールを逸脱する業者が極めて悪質な業者であり、危険性が高いことを周知**